

## 唐代兵募の性格と名稱とについて

菊池, 英夫

<https://doi.org/10.15017/2334037>

---

出版情報 : 史淵. 67/68, pp.75-98, 1956-03-10. 九州大学文学部  
バージョン :  
権利関係 :

# 唐代兵募の性格と名稱について

菊池英夫

## 目次

### 序言

- 一、兵募の名稱
  - 二、兵募に関する原則的規定
    - I 差遣責任者及び監督者
    - II 差遣の時期及び期間その他の特色
    - III 差遣の対象
    - IV 差遣形式及び待遇
    - V 任務及び統属
  - 三、兵募の異稱及び兵募を含む兵種の呼稱
- 結語

## 序言

唐代に兵募という名稱を有する特殊な兵種が存在したことは、既に故玉井学士によつて指摘せられた。但し従来、府兵・健児・團結兵等の史乘に著名な兵制の除にかくれて余り学界の注意を惹くに至らなかつた。そのためか、私見によれば明らかに兵募の史料とみなすべきものが屢々府兵健児の史料と混同されている。しかし筆者は唐代兵制について研究を進

唐代兵募の性格と名稱について

めているうちに、兵募こそ盛唐の支配権の支柱として見落すことのできない兵種であるという確信に到達した。このことは又その徵募形式を通じてうかがわれる唐代の国家体制の特質や、更にこの兵種を徵募する母体となつた社会階層の研究と相俟つて中国史上における唐朝の位置付けにも影響する所が少くないように思われる。更に本学の日野教授は、最近その多年抱懷せられてきた唐代團結兵についての見解を発表せられ、その中で團結兵との關聯において兵募にも言及せられたが、筆者はそれによつて深く啓発せられると共に又鼓舞されたのである。ここに付記して学恩に感謝する次第である。尚紙数の都合上本稿にのべる所は主として兵募研究の基礎となるべき兵募の概念規定に止るであらう。

註「大唐府兵制時代の團結兵に就て」法制史研究5

## 一 兵 募 の 名 稱

唐代における兵募は、漠然たる募集傭兵の指稱ではなくして特殊の兵種を指す固有名詞である。この点については既に故玉井是博学士が注意せられた。氏は「唐代防丁考」において次の如くのべておられる。<sup>註</sup>即ち唐代の兵制關係史料に見られる用語例に「兵募丁防」或いは「兵募健兒」というのがある。これは他の史料に照すと各々別個の兵募と健兒と丁防とであることが明かで、兵募は健兒とも防丁とも異なる召募兵であり、健兒が軍鎮の常備兵であるのに対し、「別に兵力を増強する必要のある場合には、募人（兵募）の名によつて諸州の富戸の丁壮多きものからこれを募取り年限を定めて交替的に辺軍に赴かしたのであらう」と。「募人」の名を以て現われるものについては既に浜口重國博士が府兵に關する研究の中で言及されたが、これを兵募と結びつけて下された右の玉井氏の解釈はおおむね妥当で、これについては筆者も同感であり、更めて先学の炯眼に敬意を表するものである。しかしながら臨時・常備の別はあるにせよ、兵募・健兒を共に軍鎮の兵とせられた点については多くの問題を残している。

兵募は、唐代、否更に中国史上の他の多くの制度事物に見られるように多くの異称を伴つたのであり、特に公的呼称の外に当時の通称や任務からくる派生的呼称を有していた。例えば募人、募士、州兵等はその異称であり、更に或る時期の征行人、征人、鎮兵、鎮人もその合称である。但しこれらの異称が果して兵募と同じ実体を指し、或いはこれを包含したものであるか否かは、兵募そのものの実体が究明せられて後ち初めて明かとなるものである。しかし一方、その実体の究明は異称をもつて呼ばれる場合の兵募をも合せ考察してはじめて完成するものである。ここに研究上敘述上の障礙があつて筆者をも読者をも最初から充分満足させることは困難である。従つて今は単に多くの異称乃至これを包含する名称のあつたことを指摘するに止め、その一々は後文に逐次論証することとしたい。

註「唐代防丁考」支那社会経済史研究二三八—二四一頁。傍点筆者。

## 二 兵募に関する原則的規定

唐代兵制中において兵募の活躍した期間は、別に論証する如く初唐・盛唐に互り、安史の乱以前の所謂府兵制時代全般に及んでいる。従つてこの間、その徵募の实情、制度としての規定の上にも多少の変化があつたと思われる。従つて兵募の特徴を規定するに當つてもその時点を何処に取るかによつて他少の差異を生ずるのもやむを得ない。しかしこの兵種が最も問題とせられ、従つて史料最も豊富であり、且つ制度として完成された形態を示した時期はと問えば、それは玄宗の開元年間（A. D. 七一一・四一）である。従つて先ずこの時期を中心として兵募の特徴と云うべき性格を検討する。

これについても既に玉井・日野両教授の論稿によつて略々明かにせられているが、尚管見の史料に則して補足しておきたい。

私見によれば、兵募に関する原則的規定を列挙して呈示したものは、開元七年—二十五年令を基礎とせる六唐六典卷五兵

部の項に見出される左の記事につきる。註<sup>1</sup>今これを事項別に簡条分けして掲げる。

- (1) 凡天下諸州、差兵募、取戸殷・丁多、人材驍勇。
  - (2) 選前資官勳官、部分、強明堪統攝者、節級權(旧唐志)補主帥、以領之。
  - (3) 凡軍行器物、皆於當州分給之、如不足則(旧唐志)自備、貧富必以均焉。
- 又これに付随して次の簡条がある。

- (4) 凡諸州・諸(旧唐志)府、應行兵馬之名簿器物之多少、皆申兵部、軍散日亦録其存亡多少、以申而勘會之。
- (5) 凡諸道廻兵、粮糶之物・衣資之費、皆(旧唐志)所在州縣分而給之。
- (6) 其義征者、別爲行伍、不入募人之營、
- (7) 郎中一人、掌判簿、以總軍戎差遣之多数、

而して今日筆者が明かにし得た所も右の諸点を出ること余り多くはないが、尚他の史料を以て補いつつ以上を手掛りとして各簡条の内容に詳考を加え、兵募制の特徴となるべき差遣の形式・任務・差点対象及び組織等の概要を明らかにしたい。

### I 差遣責任者及び監督者

兵募差遣の責任が州に存したことは、先掲六典記事(1)に「凡天下諸州差兵募」とあるに拠つて略々明かである。しかもここに「諸州差」とあるのが、決して漠然たる記述でなく行政機関としての州司を指すことは、右が法規としての令文の一節であるという点からばかりでなく、(4)に「諸州・諸(軍)府應行兵馬云々」とあることからはつきりと論断できる。

諸軍府の兵馬とは云う迄もなく府兵であり、軍府即ち折衝府は府兵の籍を保管し、中央の兵部に直屬し専らその指令に従つて差点・訓練・動員を行い、独立の軍事機関として州県とは統属關係を有せず、州はわずかに側面より監察の責に任じ

たのみである。従つてこれと並記せられた州は、軍府に対する別個の機関としての州司を指すものに違いない。諸軍府應行兵馬に対する諸州應行兵馬とは正しく各州州司、従つてその最高責任者たる刺史の責任において徵募差遣せられる兵であることは紛れない。そして軍府の府兵動員も州司の府兵以外の兵の動員も、当然のことながら中央兵部の監督下にその命令を受けて行われたのである。前掲六典記事(4)「應行兵馬之名簿器物之多少、皆申兵部云々」はそれを示している。

所で軍政機関たる軍府とは異つて、州司は本来民政機関として構成されている。その中で差兵の事を管掌したものは誰であるかは不明である。只強いて想像を廻せば兵曹・司兵參軍事の職務ではなかつたかと思われる。前記六典(7)には「郎中一人判掌」と見える。しかし唐代官制においては州に郎中なる官あるを聞かない。中央兵部には侍郎の下に二人の郎中があり、その職掌については六典の他の關係に説明されている。蓋しこの場合は兵部の二人の郎中の中一人が専ら兵募關係の事務を管掌することを規定したものであろう。とすれば州官に關することではない。だが軍政機関として最下の單位を構成した軍府とは異つて、州は更にその下に県を統轄していた。従つて州司に下された兵員差遣の任務は具体的には県司の手を通じて行われたわけである。全唐文卷一五八劉仁軌・陳破百濟軍事表に、

從顯慶五年以後、頻經渡海、中州縣發遣百姓充兵者、其身少壯云々。  
とあるのはそれを示している。註。

兵募が州司の責任で徵募されるとすれば次の点は注意しておく必要がある。即ち府兵を統轄する軍府は、天下三百二十余州に遍く設置されたのではなく僅か九十府州に過ぎず、然もその九割以上が北支、六割以上が関内に集中していた。しかもこれ等軍府は各々上中下三等に分たれて点兵の定員を定められ、従つてその徵兵範圍は地域的にも数的にも極めて限られていたのである。これに対して兵募は州のある所何れからでも集兵し得る建前であり、又後に述べる如く定員もなく、地域的数的に無制限であつたこととなる。

以上を要するに兵募は、州司、具体的には刺史の責任において差遣せられ、従つて軍府州たると不置軍府州たるとを問はず何れの地域においても、刺史は兵部の命を受け管下の県を督促して兵を集め、兵部に逐一報告を送つてその監督を受けたのである。その点府兵を以て軍府の兵と呼ぶならば兵募は「州兵」と呼ぶに相応しいものであつた。但しこれを以て直ちに兵募のみの特徴とすることはできない。かかる州司差遣の原則に従う兵は兵募の他にも防丁等が存在したからである。只これを兵募に関する第一の原則の規定に算えることはできる。

## Ⅱ 差遣の時期及び期間その他の特色

兵募差発の時期については、例えば府兵・団結兵が三時耕農冬期習戦とか年五番八番等の明確な常規を有したのに対し、何等規定されていない。このことは既に浜口・玉井両氏の指摘された如く、それが常制的番役には非ずして有事の際の臨時の差発であつたことを物語る。先掲全唐文の劉仁軌「陳破百濟軍事表」に、

從顯慶五年以後、頻經渡海、不被紀錄、州縣發遣百姓充兵。

とあり、管見の限り兵募に関する最後の記事においても、旧唐書卷一玄宗諸子・鄂王繼伝に、

（天寶）十四年十一月、安祿山反於范陽、其月制、中略、徵河隴兵募、屯於陝郡、以禦之。

とある等はそれを裏書する好例である。唐律疏議三卷一擅興律「諸棟點衛士征人亦同、取捨不平者」条の疏議に、

征人、謂非衛士、臨時募行者。

とあるが、故玉井氏も指摘せられたように、兵募こそ正しくこの「臨時募行者」に当る者であり、従つて「征人」と呼ばれうるものであつた。

臨時の差遣であつて見ればその差遣の期間や差発の員数に常制的規定が無かつたのは当然で、必要を充す数・期間だけ差発されたわけであるが、そうであればこそ尚更、全く無計画に行われたわけではなく、その時の見通しに立つて兵部よ

り適宜州司に牒して員数を割当てるのが原則であつた。全唐文卷一 中宗二即位赦文に、

其應支兵、先取當土及側近人、仍隨地配割、分州定數。

とあるのは、既に後述の変質期の例ではあるが国初以来の差発方法の踏襲である。而して唐律疏議三卷一 擅興律「軍名先定而差遣不平有欠剩者」条の疏議に、

其揀點衛士及征人有欠剩、亦各加本罪（差遣不平）一等。

とある如く、額に満たず、或わ額外に増取を恣にすれば責任者たる州官は処罰せられた。但し先掲史料に「州縣發遣百姓充兵」とあつたように差発の対象が原則として担税戸たる百姓<sup>註</sup>土戸であつて見れば、無制限な差兵、即ち免稅者の激増は財政上由々しい問題であるし、特に国家の危機に際しての臨時徵募で農繁期だからとて容赦される性質のものでなかつたから、一戸の中心労働力を大切な時に失うことによる土戸の没落、社会不安の醸成は最も警戒せねばならなかつた筈である。従つてそこに差遣対象や期間に対する考慮が払われたのは当然である。差遣対象については次節に取扱うこととして、期間のみについて見ると「若四方有事則命將以出、事解輒罷兵散<sup>註</sup>」の建前であつたわけである。しかし冊府元龜<sup>卷三</sup> 六六四 劉仁軌の上表に

臣又聞見在兵士、<sup>中</sup>略、何因如此軍露、並報臣道、發家來日、唯遣作一年裝束、自從離家已經二年、在朝陽瓮津、又遣

來去、<sup>中</sup>略、見在兵士衣裳單露、不堪度冬云々。

とある。これは先に掲げた同人の陳破百濟軍事表の続きに外ならぬが、ここに云う見在兵士即ち「州縣發遣百姓充兵者」たる兵募は、明確な規定は無かつたが率ね一年の在役と見込んで裝備を整えたのであり、恐らくそれが通例であつたのであろう。そのため出發の際の予想を裏切つて従軍が長期に亘ると困憊甚かつた。故に、年を踰えて同一人を従軍せしめ、或いは帰還者を重発することは、国家の可能な限り戒める所であつた。冊府元龜<sup>卷一</sup> 帝王部・懲征役・貞觀二十年六

月平薛延陀詔に「略前、去歲東征士馬倦勞、略中、未踰年今秋復行、理多疲頓、略中、遼東從兵皆不差、」とある如きはそれを示している。従つて遠征軍が戦線膠着や鎮守のため辺地に駐留するような事態が生じ、更にそれが一般化してくれば、新規差遣者との交替、年期の限定の制度化が起つてくるのは当然である。全唐文卷一中宗二即位赦文（A. D. 六八四・劉仁軌上表より二〇年後）に、

其應支兵、先取當土及側近人、略中、年滿差替、各出本州、永爲格例、不得踰越。

とあり、冊府元龜卷二四帝王部・修武備（全唐文宗經二六元兵詔）開元二年（A. D. 七一四・右文より三〇年後）十月詔に、

比來緣邊鎮軍每年更代、兵不識將、將不識兵、豈有緣路疲人、略中、西北軍鎮宜加兵數、先以側近兵人充、竝精加簡擇。

とある如く、率ね一年を期限として交替せしめる準常備兵となつてゐる。但しこの年限は一定と固定されたわけではなく、差兵を必要とする時と場所との事情によつて差遣の都度規定されたようである。唐大詔令集卷一〇七政事部・備禦門・開元

五年（A. D. 七一一・右文より三年後）正月、鎮兵以四年爲限詔に、

前略、磧西諸鎮、道阻長、數有替易難於煩擾、其鎮兵宜以四年爲限散支（冊府元龜作之）、略中、其諸軍鎮兵、近日遞加年限者、各

依舊、以三年・二年爲限、仍並不得延留、其情願留鎮者、即稍加賜物。

とあるのはその一例と考えられる。但しここに云う鎮兵が主として兵募を指したものであることは更めて論証する。所で右詔文にも「近日遞加年限者」とあるように、必要の前には屢々差充当初に約束せられた年限を変更し、或いは年限規定を無視する延留が行われたことは府兵防人や健兒と同様であつた。特に臨時募行者として始まり、後に至つてもその名残を止めてその都度就役期間を定める慣しの兵募は、延留せしめるに都合がよかつた。冊府元龜卷一三五帝王部・懲征役・開元十四年（A. D. 七二六・右文より九年後）六月詔文（全唐文二九玄宗・給年滿兵募種糧詔）に、

如聞、比來兵募年滿者、皆食不充腹、衣不蔽形、馱募什物散落略盡、既不能致、便流浪不歸、丁壯減耗實繁於此、自

今已後、諸鎮兵募、每準額、至交替時、所司預簡勸、兩月前奏聞、云々。

とあるのはそれを示している。この時期の兵募は既に準常備軍と化して定制を有し臨時募行者という規定はそのままでは妥当しなくなつていたわけである。ただ右文中の「準額」は各州における差充者に定員があつたことを意味するものではなく、各鎮においてその年次に解任すべき年滿者の額である。州における差充員数は依然として必要に応じて定められたものと思われる。しかし辺情に変化しなければ鎮兵の額にも変化なく、従つて放選者の額は自ずと新期差充者の額として踏襲せられ定額化していたのであろう。而してその發遣地が側近州郡に固定化する傾向を有したから、後には次第に只差遣者が予め附籍せられ番役するという形を採らなかつた点と被差年限が固定しなかつた点においてのみ臨時募行者の名残を止めるのみではなかつたかと思われる。だがその場合にも時に応じて動員兵数を伸縮しうる弾力性が保持されていたのである。尚詳しくは「兵募の發展」として取扱う。又史乘に現われる差遣の規模、員数の具体例については「兵募の活躍」として別に論述する。

兵募の差遣に當つて今一つ注意しておかねばならぬことは、例えば先掲劉仁軌上表の「從顯慶五年以後中略州縣發遣百姓充兵者」について旧唐書卷四高宗紀上・顯慶六年正月乙卯条に

於河南河北淮南六十七州、募得四萬四千六百四十六人、往平壤帶方道行營。

とあり、同書卷五同下・咸亨三年正月辛丑条に

發梁益等一十八州兵募、五千三百人、遣右衛副率梁積壽、往姚州、擊叛蠻。

とあり、又先掲鄂王瑤伝においても「徵河隴兵募」とある如く、その差発は決して全国一律に行われるものでなく、その都度特定の地域を指定して行われる原則であつた。このことは兵募の任務、その差遣者が充當せられる兵科と考え合わせるとき重要な意義を有していたことがわかる。兵募が充當せられる兵科は、臨時差充の百姓であるからそれが何等特殊の技

能訓練を要しない歩兵を主としたであろうことは容易に想像される。しかし河隴北辺の蕃漢雜居地帯においては牧馬も一般的であつたし、編民の騎射に長ずる者も多く、従つて直ちに騎兵として役立つ土民に恵まれていた。唐大詔令集卷三〇蕃夷部討伐・景竜四年五月十五日「命呂休環等北伐制」に

前、大總管右監門衛大將軍魯受信等、將蕃漢兵募・健兒・武用絶羣飛騎・城傍等十五萬騎、中、左驍衛鹿陵府折衝能

昌仁・左衛神山府陳忠義等、領當軍及當界蕃漢兵募・健兒七萬騎、下。

等と見えるのは、かかる地域で差遣される兵募の多くが騎兵であつたことを示している。又沿海或いは江淮水郷地帯に於ては操船技術は日常の必要により土民の習熟せる所であつた。従つてこの地域から差遣せられる兵募は水軍要員として勤務従征したのである。資通鑑卷一唐紀三太宗下・貞觀十八年十一月甲午条冊府元龜一一七に、

以刑部尚書張亮爲平壤道行軍大總管、帥江淮嶺峽兵四萬、長安洛陽募士冊府元龜三、戰艦五百艘、自萊州泛海趨平壤、中、時遠近勇士應募、及獻攻城器械者、不可勝數。

とあつて、長安洛陽の戸口集中地帯、江淮及び峽・夔・滬の沿江諸州（殆んどが不置軍府州）等から召募された募士は、洪・饒・江三州の匠人の手になる戰艦で海路遼東へ運ばれることとなつたが、その戰艦乗組員は江淮沿海諸州の兵及び嶺峽の航江を常とする地域の兵であつたと見られるのである。このように兵募が軍府州・不置軍府州を問わず、その都度差発地域を指定せられたことは、人口密集地帯を選んだ単なる一般的な兵員の数的補充増強、或いは作戰地域への輸送に近便な地を選んだの兵員差発という目的以外に、更に各地住民がその地域の特殊な生活形態によつて身につけた特殊技能を臨機則応に戦力化し野戦に投入する制度として意義を有していたと考えられる。又それ故に何等訓練をうけない彼等が戦闘能力においても重要な役割を演ずることができたのであろう。

### ■ 差 発 の 対 象

兵である以上、差遣の対象が成年男子たる丁男を主体としたであろうことは言を俟たない。しかし一般に丁男層はあらゆる賦課の負担者であつたから、一丁男に諸負担が重課せられるのを避けるため各々の負担について予めその賦課対象を限定し、一を課せば一を除き、一に含まれれば一から除外されるように定められていた。ところが臨時の差遣である兵募にあつては、差遣の員数に常規なく必要に応じてその都度適當の州を選び、集兵責任額を指示して州司に下命していたから、予め法令を以てその差充者を限定しておくわけにはゆかない。命を受けて集兵に當る州当局がその都度割當額と管下の丁戸の總数や諸賦役課徴の負担を勘案して最も州の実情に即した点兵方法・点兵率を考えたとに相違ない。只そこに、國家の要請に応え必要に応じながら、しかも無原則的な手当り次第の点兵となつて平常的な秩序や諸負担の均衡を破壊することを最少限に止めるため、何等かの基準、差遣に際して守るべき原則が必要で、これは予め中央から指示せられていたのである。即ち前掲六典記事(1)においては「取戸殷・丁多、人材驍勇、」と示されている。先掲劉仁軌の上表では「發遣百姓充兵」とあつて、それが担稅役戸たる百姓リ土戸を發遣の対象としたことを伝えているが、土戸中でも特に富戸多丁戸から優先的に差取するのを原則としたわけである。先にも引用した「鎮兵以四年爲限詔」(冊府元龜一三五帝王部愍征役、宗)に於ても、

(開元)五年五月詔曰、中、每念征戍良可矜者、中、歷年所遠辭親愛、壯齡應募、華首未歸、略、其鎮兵、宜以四年爲限散之、州縣務取富戶、丁多、差遣後量免戶納(詔令集作一内)雜科稅、略、下とあつてこの原則を強調している。更に唐律疏議三卷一擅興律に、

諸揀點衛士、征人、亦同、取不平者、一人杖七十三云々、不平、謂捨富取貧、捨強取弱、捨多丁而取少丁之類。

とあつて罰則を設けてその勵行を促していた。この原則は「財均者取強、力均者取富、財力又均、」せしめ「貧富必以均焉」の意図に出たものである。但し右はあくまでも原則であつて、それが強調された所以は一方でそれが極めて屢々破ら

れ乃至は破られざるを得なかつたことを示している。冊府元龜卷三五帝王部・愍征役・開元二十年四月の詔文に、

前略、其天下諸州鎮兵募及健兒等、或年月已久、頗亦辛勤、或老疾尪羸、或單弱貧窶、或親若孤獨、致闕晨昏、中、如此色一切放還。

とあるのはその一例である。かかる差遣の実情とその背景については別に更めて詳論する。尚先掲史料に、或いは「応募」と云い或いは「差遣」と云い、又屢々「差取」と云い「召募」とも云つた点については次節に検討する。

次に兵募は、臨機の必要を充すため屢々平常の規定に於ては從軍を免ぜらるべき特権を与えられている筈の者をも採用した。例えば資治通鑑卷二唐紀三 天寶十載四月条に「舊制、百姓有勲者、免征役、時調兵既多、中、先取高勲」とあるが、遡つて前掲麟德元年劉仁軌の「陳破百濟軍事表」にも

本爲征役蒙授勲級、中、頻年征役唯取勲官、牽挽辛苦與白丁無別、云々。

と見え、「州縣發遣百姓充兵者」は富戸多丁戸先取の故もあつたか、その中に多くの本来征行免除者たる勲官を含んでいたことを示している。而して前掲六典記事(2)によれば「選前資官勲官、中、節級權補主帥、以領之、」とあつて、勲官等を選び統率の責任者として前線に送ることを正式に規定さえしていたのである。唐代における勲官は特に武后以後必ずしも從軍の功によつて授けられたものではないが、特に「強明堪統攝者」を擢んでたのであるからそこには實戰經驗者を兼ねて統率せしめる意図があつたのかもしれない。

次に差遣対象の年齢について見るに、これもさし迫つた現実の必要に應ずる以上、國家の至上命令の前には丁中を問はず所要の員数を揃えねばならなかつたから、正丁を望んだではあろうがそれに拘泥することなく、従つて何等規定されなかつた。敦煌綴瑣上・瑣三九・三三六〇の詩歌殘卷に、

十四十五上戰場、手執長槍、低頭淚落悔喫糧、云々。

と見える如く、中男にも至らぬ十四・五才から差遣せられ、或いは「壯齡應募、華首未帰」して老疾に至る場合さえ稀でなかつたのである。

### Ⅲ 差遣形式及び待遇

ここに差遣形式と云うのは、以上明らかにしたような兵募の従軍が、義務的強制的のものであるか或いは志願者を採用したものであるか、又等しく義務的と云つてもこれに対して何等かの給付を伴つたものか或いは単に一方的奉仕であつたか、又その負担者層を限定する原則的基準が何におかれていたか等を指し、唐代の国家的徭役労働をこうした観点から分類したときいかなるグループに属するか等の諸点を意味する。これは一種の反対給付とも云うべき待遇恩典の如何と密接な関係があるので、ここに一括して論ずることとする。

先ず兵募の待遇につき一言すれば、前掲六典記事③に「凡行軍器物皆於當州分給之」とあり、同じく劉仁軌の麟徳元年の上表に「發家來日、唯遣作一年裝束、中、運糧涉海遭風多有漂失、中、見在兵士衣裳單露、不堪度冬者、大軍還日所留衣裳、且得一冬充事云々」とあり、舊唐書卷一〇〇郭虔瓘伝にも、開元の時、

虔瓘乃奏、請募關中兵一萬人、往安西討擊、皆給公乘、兼供熟食、云々。

とある如く、差遣に當つては武器は勿論その他の裝備・軍衣食糧等すべてを州の責任において州財政の中より支給するのを原則としていたのである。又再三引用する「給年滿兵募程糧詔」によれば「兵募、中、去給行賜、還給程糧、中、至交替時、中、如病患者、遞給驢乘、」とあつて、出発に際して士気を鼓舞すべく天子からも賜物があり、目的地に到着する迄の程糧も支給せられた。而してこの道次の程糧は又原則として沿道の州縣が負担したのである。この点は兵募に限らず行軍の常であるが、舊唐書卷一〇三郭虔瓘伝中に見える將作大匠韋湊の上疏に、

上、行人詣六千餘里、咸給遞馭並供熟食、道次州縣將何以供、秦隴之西人戶漸少、涼州已去沙磧、悠然遣彼居人如何

得濟、又萬人賞賜費用極多、萬里資糧破損尤廣、云々。

とあつて、辺境に近い経済力に乏しい州県ではこうした負担を賄うことは極めて困難であつたことを伝えている。それを押して辺域における兵力の増強を計り、更にそれが常駐化してゆくに及んではその不足額を中央財政より補助し、更に場合によつては軍費の全額中央負担に切換え、或いは兵員の現地徴集方針を採る等、軍政財政に跨る大改革が行われねばならなかつたのである。

所で右の様な州財政への依存は、諸州の兵募を合流せしめた一大行軍を迎送する沿道州県も勿論であるが、兵募差遣を命ぜられた州に取つても又重大な問題であつたに相違ない。そこに前掲六典の規定は「如不足則（令）自備」と謳つていのである。しかし自備せしめるにはその能力ある者を選ばねばならぬ。その点から云つても差発の対象を高戸（戸殷）と限定し、又せざるを得ない理由があつたと思われる。しかし丁を必要とする差兵に當つて、戸殷であつても多丁でなければ点兵の対象にはならないし、一方下戸であつても多丁であれば点兵を免れ得なかつたであらう。勿論事実上高戸は多丁であつたであらうが、又後述の如く請托による蔭口も多く、ここに何等かの便法が必要であり、実情に依じて認められたいものと思われる。六典は前条に続いて「貧富必以均焉」と謳つているが、具体的には恐らく防丁や色役等に見られる質助の制が採られたであらう。これを推論する根拠は、冊府元龜<sup>卷六</sup> 帝王部・発号令門・開元九年十月詔、同書<sup>卷八</sup> 同部・赦宥門・開元二十年十月辛卯赦文をはじめ、恩赦放還等の場合防丁・兵募は殆んど常に同じ取扱いをうけ、共に州が差遣の責任を負つて民丁を差発する点で同類と見られていたからである。只異なる所は兵募の資装は原則として州財政によつて賄われたのに対し、防丁のそれは自備及び資助のみに頼つた点で、ここに同じく州司責任の臨時的差遣であり乍ら、州兵と云えば専ら兵募を指した所以があると考えられる。尚これについては後文に触れる外、安史の乱以前に於ける諸兵種との比較において詳論する心算である。さて右の如き資装州給原則が打出されていた背後には当時の地方財政の運営方法如

何という大問題が横わるが、今は触れることができない。

兵募は一度差遣せられて兵力投入を必要とした地域に達すれば、後は彼等は現地指揮官の統轄下に入り、その補給も、行軍であれば運糧使・糧料使、鎮軍であれば水陸運使や和糶・屯田等、要するに他のあらゆる従軍征鎮者と同じ方法によつて受ける筈であつた。先掲劉仁軌の上表に見える兵募の困窮は直接にはその補給支障のために生じたものである。しかしそれは直ちに地方財政負担から中央負担に転嫁し州財政の直接負担は差遣の時までで一応終るのかと云えば、決してそうではなかつた。運糧使等の補給する衣糧は、勿論租庸調収入をはじめとする中央収入からの支出にかかる物資を含んではいたが、辺境常備兵たる鎮戍の經常費と異り、その大なる部分が適宜選ばれた特定地域に下命され州県の責任において臨時に調達されたのである。租庸調時代の中央財政が量入制出原則に立つて弾力性に乏しかつた所からくる当然の結果である。これが所謂「供軍」で、ここに兵募は戦地にあつても直接州財政の負担によつて維持されていたと云つても過言でない一面を持つていたのである。但し差遣の資装と異りその負担が兵募を差遣しなかつた州の上にも分担せられ、又供軍財物の供給をうけたのが兵募のみに限られなかつたであらうことは勿論である。註

兵募が解任される際の給与その他を一瞥すれば、軍興一段落を告げ、或いは規定の從征在鎮を終え、乃至は老病によつて放還せしめられた兵募は、夫々本貫に帰つて生業に服すべきものであつた。而してその際は前掲六典記事(5)に「諸道廻兵、粮糶之物・衣資之費、皆所在州縣分而給之、」とあり、或いは前引全唐文卷二元宗・給年滿兵募程糧詔に「前略中、至交替時、所司預簡勘、兩月前奏聞、當差御史分道簡案、若涉欺隱委御史彈奏、其有衣資尽者、量以逃死兵衣、給三兩、軍使得支濟、如病患者、遞給驢乘、令及伴侶、」とある如く、衣資等を官給し復員の途次の粮糶はこれ又沿道の州県の負担と定められていた。

次にその待遇の一部として兵募の被つた恩典についてのべておこう。第一に、被差遣者自身について云えば、彼等が一

般の従軍征討者並みの恩典に与つたであらうことは云う迄もない。六典三 戸部郎中員外郎の項、諸州税米税錢及免課の条に、「諸州、中略應差征鎮者、並令免課役、」とある規定は勿論兵募にも適用され、従征期間中は免課であつたものと信ぜられる。しかし放軍と共に直ちに負課せられたことは、唐大詔令集卷六 典礼・后土・開元二十年赦書は、「諸道行人或有身死被逃、猶徵課役、累及親隣者、宜審勘、爲其削除云々」とあるによつてうかがわれる。同様の恩典として戦功による賜勲も勿論存したのであらう。

次にその家族については、唐大詔令集卷一七 政事・備禦（全唐文二七、冊附元龜一三五） 征伐（冊附元龜一三五） の開元五年正（五）月鎮兵以四年爲限詔に、州縣務取富戸丁多、差遣後、量免戸内雜科税、

とある。「量免」とは恐らくは各州の事情・戸等・戸内丁数等によつて適宜差等をつけて減免したものとされる。ここに云う戸内に賦課される雜科税が何を含まていたかは明かでないが、主として「州縣雜驅使」或いは「色役」等と称せられたもの、及びそれに類する徵納物件を指していたらしく思われる。註

以上を要するに兵募は各州において原則として高賃多戸が揀取せられ、従軍征討者の常として在役中の当人の課役を免除された外、その家は戸内の雜科税を適宜差等を設けて減免せられた。又兵募は裝備糧衣を州が負担した外、率ね州財政の負担において維持せられていたのである。

さてかくの如きが、州県「差」兵募、「發遣」百姓充兵、「揀點」征人の内容である。しかし高戸多戸撰拊の原則を示されていたことは、それが志願者採用制であつたか強制徵發であつたかを決定する手掛りとはならぬ。何故なら志願者採用に当つてもこの原則で選抜することができるし、強制徵發においてもこの原則によつて徵用者を指定することができるからである。徵募の責任を負うた州司は、下命の額に充たざる時は罰せられたのであるから必ずや如何なる手段に訴えてでも所定の員数を揃へたに相違ない。既に故玉井学士も指摘せられた如く、白樂天の諷諭詩「新豐折臂翁」にうたわれ

た天宝十三載南詔征討に際しての十万の徴兵は「戸有三丁點一丁」の強制徴発であつたが、これは「臨時募行者」徴発の好例である。又前掲冊府元龜卷一三五帝王部・懲征役・開元二十年四月詔に「略、其天下諸州兵募及健兒、中、或單弱貧窶、或親老孤独、中、如此色一切放還、」とある如くその徴発が強制的で貧下戸に及び更に単丁にまで加わつていたことが知られる。註開元二十五年律疏といわれる唐律疏議註においても「揀點衛士及征人」と並記して同じ取扱いを示しているのも、又屢々兵募を「放還」すと云われるのもこれが強制徴発を被つていた証拠と云い得る。但し始めにのべたように高戸多丁戸揀取原則には本来必ずしも強制徴発の意味は含まれていなかったのであるから、少くとも開元年間に入つては、兵募は原則として戸等の高下、戸内丁数の多少によつて拵び徴せられる強制的兵役の一種であつたと云うべきであろう。その意味においては軍府における府兵の役も同様で、只兵募は非常備兵として軍府兵の如く定員・正籍を有せず、従つて差充者が番役の形を取らず、又州より在役中の給付を受ける点等で異つていたわけである。これは兵役以外の一般の税役制度における、人丁基準均等賦課原則に立つ正役雑徭とそれ以外の一群の徭役との関係と對比して研究さるべき問題のように思われるが、特に唐代税役制度を専攻せられる諸賢の御教示を俟つ次第である。

但し右は開元年間、即ち兵募が既に準常備軍化し、年限を定めて交替せしめられるに至つた時代のことである点は充分明確にしておかねばならない。既に繰返しのべたように、兵募の本来の意義は何と云つても「臨時募行者」たる点にあり、且つ高戸多丁揀取原則は決してそれ自体強制徴発を意味したとは限らない。兵募が準常備軍となつても定数番役の制を採らなかつたのはその臨時募行者たるの故であつたと思われるが、この臨時募行者は始めに掲げた六典記事に「其義征註者、中、不入募人之營、」と云い、唐律疏議三卷一擅興律「諸征名已定及從軍征討而亡者」条の疎議に「征名已定謂衛士及募人征名已定訖及從軍征討而亡者、」とある如く、衛士に対して「募人」を以て呼ばれている。兵募、募人、臨時募行者という一群の呼称は麟徳元年の劉仁軌上表に見える顯慶五年以来の「州県發遣百姓充兵者」が旧唐書卷四高宗紀上・顯慶

六年正月乙卯条に「於河南河北淮南六十七州、募得四萬四千六百四十六人、往平壤帶方道行營。」

と記されているのに対応する。これ以上の立入つた論及はここでは行わないが、初期の兵募においては強制的徭役の色彩は薄かつたらしいことが推測される。唐律疏議<sup>卷一</sup>六<sup>六</sup> 擅興律の律文に「揀点衛士取捨不平者」の注文として「征人亦同」と掲げたのは、征人が元來臨時募行者であり募人であつて衛士の揀点とは趣を異にしていたことを示すものかもしれない。このことは兵募を指す種々なる異称の時代的盛衰を検討するとき明かとなるであろうが別に詳論する。又こうした変質の理由についても今は割愛する。只次に差と募なる用語について付言しておきたい。

揀点・簡扱・選取と云うことが志願者採用においても強制徵発についても適用されうるといふことは、一州に課配される徵募兵額の多少とそれに伴う集兵の難易の程度によつて何れにも転化しうるといふことである。筆者は唐代役法上の用語としての「募」及び「差」が如何なる場合を指していたかについて明確な知識を有しないが、全唐文<sup>卷七二</sup>徐賢・請停募<sup>中</sup> 關西戸口疏に、

竊見、關西戸口負募、趣都、聖旨合宏不言差、送、是以樂住之色數萬餘家、受使之人苟徵効、務選高戸、抑此陪廓、<sup>中</sup>樂住者並令赴都、其差定陪郭者各任還貫、略、

とあるのを見れば確かに明確に區別されていたのであり、しかも実際には屢々募と称して差する等の偽乱があつたことがうかがわれる。今これを兵募について云えば、特にその場合言葉の上における差・募の別を以て差遣形式を嚴密に規定することは困難であり、又余り意義を有ちえないと考える。そもそも絶対必要な兵員の徵発であるから仮令法令上差と募とに明確な區別があり、その何れかによるべしと定められていたとしても、それを嚴守することは不可能な場合もあつた筈で、額を定めて徵募の責任を負わされた州司が適宜処置し、その実情は各州のその時々事情によつて様々であつたと解し得る。特に差遣兵数が課配額に達しない場合に対し罰則を設けた上で徵募權を州司に委任することとなつていたのであ

るから、一層その推測が確かなものに思われるのである。更に唐代の公式文書においても「差」と「募」という語を厳密に區別せず、或いは組合せて用いた例を見出すことができる。冊府元龜卷一帝王部・修武備門・先天二年正月睿宗の誥（全唐文一九卷宗一）に、  
（簡補羽林飛騎詔）に、

前、初分府衛、計戸充兵、纒足周事、遂使二十一入募、六十出軍。

とあつて府兵に簡点せられるを「入募」と称しているのもその一例である。又それが広く唐一代に互つたことを示せば、唐大詔令集卷二五政事平乱下に収められた唐末咸通十年十一月の平徐州制に、

前、其中本非舊額官健因緣征討募差行者、廻戈之後、如有不願食糧、聽其自便、中除兩稅外於三年雜役。

とあるのもその一例である。何れにせよ兵募の場合は特に差或いは募という用語を以てはその差遣形式を論ずることができない点は諒解せられたと考える。

以上を要するに、兵募は開元頃準備兵扱いとなつていた時代には事実上強制徵發であつたが、以前は必ずしもそうでなかつたと思はれるし、特に差遣を命ぜられる各州のその時々事情によつて志願者を募つたり強制徵發したり様々であつて、その点一切が各州刺史の裁量に委せられていた点にこそ特色があると考えられるのである。

#### V 任務及び統屬

兵募の任務は既に以上論じてきた所で充分明かになつたと思はれるが、尚ここに一括して一二補足しておく。

繰返し述べた如く兵募の第一の任務は「臨時募者」として前線に送られて戦闘要員となることであつた。即ち唐律疏議四卷二捕亡律「諸征名已定及從軍征討而亡者」条疏議「征名已定謂衛士及募人征名已定訖及從軍征討而亡者」の「從軍征討者」の一であり、所謂「征人」「征行人」「行人」の内に含まれるものであつた。征行人は第一線に働く從軍征討者の総称として唐代に広く用いられ「諸色征行人」の語が示す通り兵募以外にも府兵・健兒・諸色蕃兵等一切の兵種を含み得

た。辺境に常駐する大軍団を抱えた節度使体制完備以前の時期においては、これら征行人は行軍に組織せられ、一軍団毎に行軍総管を置かれ、更に方面軍最高指令官として作戰地域名を冠して呼ばれる道行軍大総管を戴いた。これらの指揮官はすべて中央直派である。兵募発遣に當つて所在州司がなし得たのは最下級の隊長である旅帥・隊正等を前資官勳官より選補することのみである。ここに原則として兵募は「州兵」ではあつたが刺史には統屬しなかつたのである。

行軍は第一線戰鬪部隊として遠く夷域に出で討伐を終つても屢々占領地に駐留し、羈糜州統轄の最高機関たる都護府の鎮兵となり或いは辺境都督府の援護兵力となつた。その場合行軍は屢々鎮軍或いは単に軍と改称され、行軍総管は鎮軍総管と改称され、更に屯駐が永久化した場合、鎮軍大使或いは軍使が派遣せられて常駐した。これらの軍は必ずしも一ヶ所に集駐したとは限らず數鎮數城に分成することも多かつたが、都護府の衛戍に任ずる場合等は府城に集駐し鎮守軍と呼ばれ、鎮守使が任命せられた。かくて行軍は鎮軍・軍・鎮守軍等となつたのである。これについての詳細は所謂軍鎮の發生として別途に專攻せねばならぬので割愛する。所でかかる行軍常駐化と共に行軍兵員たる征行人は「鎮兵」「鎮人」となつたのである。従つて兵募の中にも鎮兵となる者が多數あつたのである。

右のように兵募は府兵その他の諸兵種と共に行軍において戰鬪要員となり、鎮軍・軍・鎮守軍において屯戍兵員となつた。而してその統屬は一切中央が直接任免する現地指揮官の下に入り、州は只集兵發遣の徵募権を委託されるのみで發兵握兵には何等関与せず、軍令権はすべて中央の手に握られていたのである。而して注意すべきは府兵は本来縁辺に出戍する際も、上中下三等に分たれ各々について定員を定められた鎮・戍に上番し、行軍に参加したのはこれら防人の一部と防人衛士の番に当らず郷里に残留せる者であつて、彼等は又各府の定員の枠内にあつたから實際動員可能な員数は極めて限られていたと思はれる点である。又行軍の作戰行動が長期に互る場合、常備兵たる鎮戍の防人や府兵動員者は、恐らく臨時募行者と交替せしめるなり、新規動員の他軍府の府兵と入れ替えるなりして余り長期の留鎮は戒められたと考えられ

る。勿論相当数の府兵征行人が居たこと及び彼等が多年留鎮の憂目を見たことは史料的にも明らかであるが、その動員可能な兵の総数から見ても、既に初唐以来大唐の対外作戦全域における行軍の諸色征行人中に府兵の占める比重は必ずしも大でなく、鎮軍に転ずる際にここに留められる者に到つては極めて少数で、多くは臨時募行者たる兵募等に頼つたものと推測せられてくる。かく考えてくると鄭候家伝に「隋受周禪、九年而滅陳天下一統、皆府兵之力也、略中、皇朝因之平定天下、貞觀中、北滅突厥延陀、列州府至翰海、西取龜茲等城郭諸國二庭、蓋臣西域君長、滅吐渾、已而復之、羌党項爲三十六州、高宗東滅高麗百濟、遷其人於中國、列其地爲州縣、以新羅爲雞林都督府、以波斯爲疾陵都督府、亦府兵也」と府兵制の偉大な効果を称揚しているのは、府兵復興策を唱える李泌の立場はよく理解できるとしても、實際問題として大いに疑問となつてくる。この点は「兵募の活躍」の検討によつて明かとなるであろう。

#### 註

- 1、但しこの条について浜口重國博士は「前後の關係上永徽令と認められるものである。」と断じておられる。本稿の範圍に關する限りさ程重要でないの尙今後の検討に俟ちたい。
- 2、この顯慶五年以後の州縣發遣百姓充兵者が兵募に相違ないことは旧唐書卷四高宗紀上同六年正月乙卯条に「於河南河北淮南六十七州、募得四万四千六百四十六人、往平壤帶方道行營」とあるによつても紛れない。
- 3、土戸については未發表の日野教授「開元天宝の八九等戸」及び「楊炎の面稅法」（共に三十年度講義）に明かにせられてゐる。
- 4、新唐書卷五 兵志・府兵の項、府兵の出征に關して述べた条。
- 5、資治通鑑卷一 唐紀三 太宗下貞觀十八年七月辛卯条参照。
- 6、松永雅生學士「唐代の勳官について」西日本史學第十二号。
- 7、しかし本来出征期間中の府兵及び後年の健兒は中央費負担の正規兵であつたから、兵募が困窮せる際も比較的良善な給与をうけることができたらしい。劉仁軌上表に、兵募の「單露不堪度冬者」は「大軍、避日所、留衣裳、」で一冬を越えることができるのであるのをそれを意味しているものと解される。
- 8、このように推定したのは(1)開元十一年張説の上疏で召募を請うた驍騎は府兵・白丁中から簡選され不簡色役或いは州縣不得、更、議、雜、驅、使とある。(2)開元八年八月閏内諸州にて差使揀取せる十万の番漢團結兵は皆、放、番、役、差、科である。(3)同じく初期の健兒として注目される幽州經略軍健兒に充てられた幽易二州の選丁は不得、雜、使・租庸資課並放免である。(4)健兒の先驅である猛士は儀鳳三年の場合閩内河東諸州で召募され

たが不簡色役である。等を考え合せた結果である。兵募の場合戸内のそれを「置免」して一律の減免としなかつたのは、雜科税が元來正租庸調雜徭の如くすべての戸・丁中への人頭均額負担でなく、戸等丁数によつて扱ひ課せられ乃至は差等を設けられていたものであつたためではないかと考へる。尙これに關しては松永雅生學士に多くの御示教を得たことを感謝したい。

9、その裏に高戸の避役問題があつたことは云う迄もない。唐大詔令集卷八二政事刑法儀鳳三年十一月十三日申理風制に「或進退丁戸等色、多有請求、或解補省佐之流、專納賄賂、或微科賦役差点兵防、無錢貧弱先充行、貧則強獲免云々」とある。

り、全唐文一五八劉仁軌の前掲上表にも「州縣發遣百姓充兵者、其身少壯、家有錢財、賂与官府、任自東西藏避、即并得脱、無錢用者、雖是老弱、催皆令來」と見える。有錢財者とあるは注意を要する。

10、仁井田・牧野氏「故唐律疏議製作年代考」東方學報東京一・二冊。

11、義征については別に詳説するが、冊府元龜<sup>卷一三五</sup>帝王部愍征役貞觀十九年三月条に見える「願從其役有不預征名而請以私裝從軍者」がそれで、従つて全く官から給養を受けない建前のものである。

### 三、兵募の異称及び兵募を含む兵種の呼称

以上の論述において、既に幾つかの兵募の異称及び兵募を含む兵種の呼称をその都度指摘してきた。今ここにそれを一括しておく。

先ず兵募の異称として、その集兵差遣形式からくる「州兵」「募人」を掲げることができる。又同類の語に「募士」がある。又その事実を指して「臨時募行」「州縣發遣百姓充兵」「揀點」「差」「召募」等とも云つた。又兵募を含む呼称としては、その任務から来る「征人」「征行人」「行人」及び「鎮兵」「鎮人」を挙げることができる。これ等についてはその都度その実体が如何なる兵種に属するものであつたかを検討する必要がある。征行人・鎮兵は任務の呼称であるから兵種的には諸色を含んでいた。しかし自ずと主としてその時代に最も大きな役割を果しつつある兵種を指すことになるから、或る時期を限つて見れば殆んど特定兵種の異称の如き觀を呈する場合がある。従つてその内容の検討は或る兵種の

盛衰の検討と不可分である。尚兵募に関連ある呼称は右に尽きるものではなく他にも二三を数えうるが、それを明かにするために他の兵種との異同をも逐一検討せねばならぬので今は割愛する。

## 結 語

以上筆者は、唐代兵制上の兵募の性格について主として史料に恵まれた開元時代を中心として考察し、併せて多少その変遷にも触れる所があつたが、専ら制度上の原則的規定に考察の力点を注ぎ従つて運用の実情についてはその一端を示唆する程度に止めた。従つてそれは未だあくまで横断的平面的考察に過ぎず、これを出発点として別に縦断的発展的考察を加え、更に大唐兵制全体の中での位置付けを行わねばならぬ。かくして初めてその社会的意義を論じ得るであらう。只以上によつて知られる所を要約すれば次の如くである。

Ⅰ 安史乱以前の唐代には常備軍ならざる兵募なる兵種があり、臨時募行者であつて募人募士等とも呼ばれた。臨時であるから数や差遣者の年齢にも定制なく時期を選ばなかつた。

Ⅱ 中央兵部の命令によりその都度必要な数を適宜の州に割当てたが、それは常備軍兵供給地たる軍府州であるか不置軍府州であるかを問わず、戸口密集地帯・兵員輸送近便地、或いは当面必要な技能習熟者の多い地方を選んだ。集められた兵は中央が直接任免する行軍或いは鎮軍の現地指揮官の手に委ねられ、その指揮には原則として州は一切関与しなかつた。而して兵募は任務の上から征行人・征人・行人・鎮兵・鎮人等の呼称に包含された。

Ⅲ 州は割当てられた兵額を満たすに当つて、高戸多丁戸選取原則を指示された以外は大幅な徵募権を委託されていた。従つて志願者募集から強制徵発に至る種々の形式が取られた。しかし軍鎮の発展と共に準常備兵扱いされるに至り強制徵発が一般的となり高戸の規避と相俟つて高戸多丁戸選取原則も屢々破られた。ここに当時の地方行政運営方式の一端

がうかがわれる。常制化に伴つて兵募にも就役年限が規定されるようになったが固定されることなく徵募の都度規定された。

IV 差遣者は担税戸たる百姓土戸を建前とし、課役を免除され州より装備表糧を支給され、現地への出征や復員帰還の途次も沿道州県に給養を仰ぎ、現地の補給に至る迄率ね州財政に依存し、従つて州兵とも呼ばれた。家族は戸等丁数によつて雑科税を減免された。

V 兵募の州費負担による維持はその裏に横たはる当時の地方財政運営方式を推測せしめると共に、その数、発遣頻度の増大、更に常駐準備軍化によつて当然軍政財政に跨る改革が要求されたであろうことをうかがわせる。

VI 当時の正規常備兵たる府兵も百姓土戸の高戸多丁戸から優先的に選取されたが、その差発地域・年齢に限定あつた外、軍籍に定員があつて動員可能を兵数は少く、到底大唐の行軍・鎮軍を含めた対外主戦力とはなり得なかつたのではないかと疑はれる。

以 上

附記 本研究は昭和二十八、九年度文部省科学研究費による「中国土地制度の研究」中の「土地制度と兵制」の一部である。

## On the Character and Names of the P'ing-Mu 兵募 in the T'ang Period

by H. Kikuchi

(1) Before the An-Shih 安史 revolt of the T'ang period, there was a sort of temporary, half compulsory mercenary called the P'ing-Mu. The P'ing-Mu was called Chou-P'ing 州兵, Mu-Jên 募人, or Mu-Shih 募士, and in other time, the soldiers called Chên-Hsing-Jên 征行人, Chên-P'ing 鎮兵, and Chên-Jên 鎮人 involved the P'ing-Mu, too.

(2) Recruiting of P'ing-Mu was practised by the order of Central Government and on the responsibility of the chouses Central Government, at needs, allotted propre numbers to some specific chouses. Commonly, such chouses were selected from the chouses near the field of operation, convenient to the transportation or densely populated. It is most noticable that those chouses, when the cavalry

soldiers were necessary for Central Government, were assigned to the north-frontier districts where the pastoral races lived together, and, when the seamen were necessary, to the south or the coast-districts where shipping-transportation developed. And many P'ing-Mu were collected from the chouses, too, where recruitment-organization (Cheh-Ching-Fu 折衝府) was not established. Recruitment of the P'ing-Mu was temporary, and so its number was indefinite. The collection of the necessary number was regarded with so great importance that the previous prescription of the age of soldiers was impossible to fix. Recruitment district, age and number of the Fu-P'ing 府兵, standing army, were restricted by law, but such restrictions were not given to the P'ing-Mu.

(3) P'ing-Mu collected by the chouses, was given equipments and foods by the chouses, as a rule. After being sent to the front, they were placed under the command of Chên-Chün-Tsung Kuan 鎮軍總管, Chên-Chün-Ta-Shih 鎮軍大使, Chên-Shou-Shin 鎮守使, Ch n-Shih 軍使, who were not appointed directly by the Central Government.

(4) In the early T'ang period, the P'ing-Mu was the volunteer in many cases. When the battle was over, they were demobilized at once. But gradually this system passed to compulsory requisition and the term of military service was postponed. In the case of recruitment or requisition, he who had many land properties or many adult men in his house (「戶殷丁多」) was preferentially taken into service.